

審 査 基 準

令和4年5月13日作成

法 令 名 : 道路交通法
根 拠 条 項 : 第8条第2項
処 分 の 概 要 : 通行許可
原権者(委任先) : 警察署長
法 令 の 定 め : 道路交通法施行令第6条(通行を禁止されている道路における通行の許可)、道路交通法施行規則第5条(通行禁止道路通行許可証の様式等)、三重県道路交通法施行細則第9条(車両の通行禁止の解除)
審 査 基 準 : 別紙のとおり。
標 準 処 理 期 間 : 5日(行政庁の休日を含まない。)
申 請 先 : 申請は、当該許可を受けようとする区域(道路)を管轄する警察署の交通課
問 い 合 わ せ 先 : 交通部交通規制課規制総務係(電話059-222-0110)、警察署交通課
備 考 :

## 別紙

許可の申請を受理した警察署長は、当該申請に係る許可対象行為が次の1から3までのいずれかに該当するときは、許可することができる。

- 1 車庫、空地その他の当該車両を通常保管するための場所（自動車の保管場所の確保等の法律等関係法令に違反しない場所に限る。）に出入りするため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合
- 2 身体の障害のある者を車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行して輸送すべき 場所で以下の(1)~(3)のすべてを満たす場合
  - (1) 通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければ、身体の障害のある者が車両を降りて相当な距離を移動しなければならず、そのことが本人及び関係者にとって著しい負担となること。
  - (2) 社会通念に照らして、目的地に到着するためには、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行する以外の合理的手段を取りえない状況にあること。
  - (3) 許可された者の通行によって、通行許可の対象道路及び周辺道路の交通の安全と円滑を著しく阻害しないこと。
- 3 前記1及び2のほか、三重県道路交通法施行細則第9条に掲げる事情があるため、車両の通行を禁止されている道路又はその部分を通行しなければならない場合  
(注) 三重県道路交通法施行細則第9条第1項に規定されている
  - 「日常生活に欠くことのできない物品」とは、食料品、日用雑貨など通常生活に伴って必要となる物品
  - 「業務の必要」とは、通行許可の申請内容となる業務を通行禁止区域内で実施する必要のある場合
  - 「やむを得ないと認める」場合とは、許可対象行為に関して、社会通念上通行許可を得る以外に他の手段をとることができないと認められる場合であって、通行禁止規制によって確保される道路交通の安全と円滑等の公益を上回る公共性（公益性）と必要性があると認められる場合をいう。